

# V 規制の特例措置(特定事業)の事例について

## 特区の事例

### 特定農業者による特定酒類の製造事業

認定地方公共団体:岩手県遠野市(平成15年11月～)



#### 特定事業の概要

農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造する場合には、最低製造数量基準を適用しないこととする特例です。

#### 事業実施の意義

農家民宿等を営む農業者が、自らが生産した米を原料として濁酒を製造・提供することにより、地域資源を活用したグリーンツーリズムが推進され、交流人口の増加につながることを期待されます。

### 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

認定地方公共団体:千葉県(平成24年3月～)



#### 特定事業の概要

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となる特例です。

#### 事業実施の意義

児童発達支援センターにおける児童の給食について、各種調理機材が完備し、栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や人件費の節減、調理業務効率の向上、給食経費の節減が期待されます。

これにより、多くの事業主体による児童発達支援センター設置への参入や、障害児通所施設から児童発達支援センターへ移行した際の安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を促進することができます。

また、千葉県産品を利用した地産地消(千産千消)を進めることで、地場産品の消費の拡大が促進されること、健全な食生活を実践することで、児童が食を通じた郷土意識を育めることが見込まれます。

## 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業

認定地方公共団体：茨城県つくば市（平成23年3月～）



### 特定事業の概要

現行法令上での位置づけが明確でない搭乗型移動支援ロボットについて、有効性・安全性等を検証するため、道路交通法による道路使用許可及び道路運送車両法による保安基準緩和の認定を受けることにより、実証実験を行うことができます。

### 事業実施の意義

次世代ロボット産業の育成を目指して、一定エリアの公道において、搭乗型移動支援ロボットの実証実験を行い、社会的な有効性、歩行者等との親和性、実環境における搭乗者の安全性等を実証することを目的としています。

本事業は、高齢化が進む日本の社会構造において、搭乗型移動支援ロボットが、高齢者を含めた国民生活の移動性の向上に大きく貢献する可能性を持っていることや、低炭素社会の実現等の社会的効果を実証できる事例です。

## 規制の特例措置（特定事業）の評価（P9参照）の結果、 全国展開した事例

### 特区研究開発学校の設置事業（教育課程の弾力化）

～ 平成20年4月から全国展開 ～



【特区で活用された例】

小中一貫教育特区：東京都品川区

全国どの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするために、各学校では、文部科学省が定めた学習指導要領等の基準に基づいたカリキュラムを編成しなければなりませんでしたが、この特例措置（平成15年8月）により学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定など、地方公共団体と学校が独自に発想した課題に基づいて、弾力的な教育課程を編成・実施することができるようになりました。

本特例措置は、延べ109特区で活用されてきましたが、現在では全国展開され、学校教育法の目標等との適合性など一定の要件を満たす場合には、文部科学大臣の指定を受けて、地域の特色を活かした教育課程の弾力化が行えるようになりました。

## 主な規制の特例措置（特定事業）

（平成24年11月2日現在：特定事業は概ね年2回程度更新されます。）

関係省庁	特定事業（特定事業番号）
警察庁	<p><b>搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業(105(106・107)・1222)</b></p> <p>一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、一定の公道において、搭乗型移動支援ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。</p>
総務省	<p><b>地方公務員に係る臨時的任用事業(409)</b></p> <p>通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。</p>
法務省	<p><b>外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業(506(513))</b></p> <p>外国人技能実習生を中小企業等が受け入れる場合には、6人まで受け入れることを可能とする。</p>
財務省	<p><b>特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708))</b></p> <p>農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒(いわゆる「どぶろく」)又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。(濁酒製造における副原料について、新たにそば・アマランサスなどを含む雑穀全般の使用が可能に：平成21年7月)</p> <p><b>特産酒類の製造事業(709(710))</b></p> <p>地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げる。</p>
文部科学省	<p><b>学校設置会社による学校設置事業(816)</b></p> <p>株式会社が学校を設置することを可能とする。</p>
厚生労働省	<p><b>公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)</b></p> <p>公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。(一部全国展開：3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)</p> <p><b>指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業(934)</b></p> <p>近隣において自立訓練又は児童デイサービス事業を利用することが困難な障害者又は障害児が、介護保険法の規定に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。(一部全国展開：基準該当生活介護について、平成22年6月から全国展開。基準該当短期入所について、平成23年6月から全国展開。)</p>
農林水産省	<p><b>農業関連事業普及指導員任用事業(1013)</b></p> <p>農業経営や農産物のマーケティング等のスペシャリストを普及指導員の任用資格を有する者として扱うことを可能とする。</p>
国土交通省	<p><b>長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業(1223)</b></p> <p>フルトレーラ連結車(セミトレーラ連結車のうち、セミトレーラ連結車のけん引自動車の全長及びセミトレーラ連結車の連結装置中心から当該セミトレーラ連結車の後端までの水平距離が、それぞれ12メートル以内であるものを含む。)について、各道路管理者は、車両の長さについて、21メートルを上限値として許可することができる。</p> <p><b>45フィートコンテナ輸送円滑化事業(1224)</b></p> <p>45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)を適用することを可能とする。</p>

【規制の特例措置を活用できる特定事業一覧はこちらから】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/panf/index.html>

## 特区における主な経済的社会的効果について

(平成23年9月末現在)

### 交流による地域活性化

約153万人の日帰り客の増加 (52特区集計分)  
約16万人の宿泊客の増加 (40特区集計分)



### 就業者数の増加

約3,800人の増加 (42特区集計分)



### コスト削減

約172億円のコスト削減 (47特区集計分)



### 生活環境被害の軽減

有害鳥獣の捕獲で狩猟免許所持者の  
監督下で免許不所持者の参加が可能

約1,800頭を捕獲 (8特区集計分)  
(シカ、イノシシなど)



### 救急活動の効率化

平均現場到着時間が約9分  
から約5.8分に短縮

(横浜市)



平成23年9月末現在で認定されている構造改革特区計画(特例措置の全国展開等により既に取り消された計画を除く)334件の地方公共団体に対し、認定後の特区の効果や達成状況について調査を実施しました。